

制度の利用を希望する保護者の皆様へ

特別支援教育就学奨励費制度のご案内(令和8年度)

茂原市教育委員会学校教育課

茂原市では、障害があり特別支援学級等に就学しているお子さんがいるご家庭に対し、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施しています。

対象者について

就学奨励費の支給を受けることができるのは、次の方です。

- ・市内在住で茂原市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ・市内在住で茂原市立小中学校の通常学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3(注1)に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

※就学援助、生活保護を受給されている場合は対象となりません。

支給される費目

世帯の所得等によって支弁区分(I・II・III)を決定します。支弁区分に応じて支給される費目が異なります。

費目	小学校	中学校
学校給食費	※国の無償化施策により支給対象外	※市独自に無償化しているため支給対象外(R8年度のみ)
交流及び共同学習費	実費(I・II区分) 実費の1/2(III区分)	実費(I・II区分) 実費の1/2(III区分)
修学旅行費	実費の1/2 (10,790円まで、I・II区分)	実費の1/2 (28,860円まで、I・II区分)
校外活動費 (泊を伴わないもの)	実費の1/2 (800円まで、I・II区分)	実費の1/2 (1,155円まで、I・II区分)
校外活動費 (泊を伴うもの)	実費の1/2 (1,845円まで、I・II区分)	実費の1/2 (3,105円まで、I・II区分)
学用品及び通学用品購入費	実費の1/2 (5,820円まで、I・II区分)	実費の1/2 (11,370円まで、I・II区分)
新入学児童生徒学用品及び通学用品購入費 (4月から対象の1年生のみ)	実費の1/2 (28,530円まで、I・II区分)	実費の1/2 (31,500円まで、I・II区分)
オンライン学習通信費	実費の1/2 (7,000円まで、I区分)	実費の1/2 (7,000円まで、I区分)

※学用品の対象となるのは、学校の授業で使用する物・学校からの指示で購入する物です。

通学用品の対象となるのは、通学に使用する雨傘・雨靴・ランドセル・カッパ等です。

支給を受けるには領収書やレシート等の提出が必要となりますので、対象物品を購入された場合は、学校から案内があるまで保管をお願いします。

支給を受けるための手続き

特別支援学級：学校を経由して申請方法をご案内します。

通常学級在籍で22条の3に該当：支給を希望する場合は、学校へお申し出ください。

～令和8年1月2日以降に茂原市内へ転入された方～

前住所地から発行される税額通知書または所得課税証明書の写しを教育委員会へご提出いただく必要がございます。

生計を一にしている家族の中に所得のある人が複数（父母、祖父母、兄弟等）いる場合、全員の証明書が必要となります。

このほか、特別支援教育就学奨励費に関する手続きについては、学校を通じてお知らせします。制度の内容や支給額については、国の制度等の変更に伴い変更することがあります。

(注1) 学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※障害の程度に該当するか、専門家の判断が必要です。

※療育手帳などを確認します。

<問い合わせ先>

お子さんが通学している学校または

茂原市教育委員会学校教育課指導係(電話：20-1558)